

A vibrant rainbow arches across a blue sky with white clouds. Three balloons in pink, yellow, and green are tied together with a pink ribbon. A small blue bird is flying in the upper left corner.

概要版

第5次狭山市 男女共同参画プラン

～人権が尊重され ^{ひと}女と^{ひと}男が輝けるまち さやま～

令和4年度～令和8年度



令和4年3月
狭山市



計画策定の趣旨

本市においては、「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画社会の実現に向け、平成 27（2015）年 6 月に「狭山市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 29（2017）年から令和 3 年（2021）年の 5 年間を計画期間とする「第 4 次狭山市男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的な男女共同参画の施策を推進してきました。

第 4 次狭山市男女共同参画プランが令和 3 年度をもって終了することから、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、今後取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応し、本市における男女共同参画社会のさらなる推進を図るため「第 5 次狭山市男女共同参画プラン」を策定するものです。

計画の性格と位置づけ

- （１）この計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」と県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を参酌して策定しています。
- （２）この計画は、「第 4 次狭山市総合計画」やその他の個別計画との整合性を図った計画であり、「狭山市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や狭山市男女共同参画審議会及び市民の意見を考慮して策定しています。
- （３）この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画を包含するものとします。

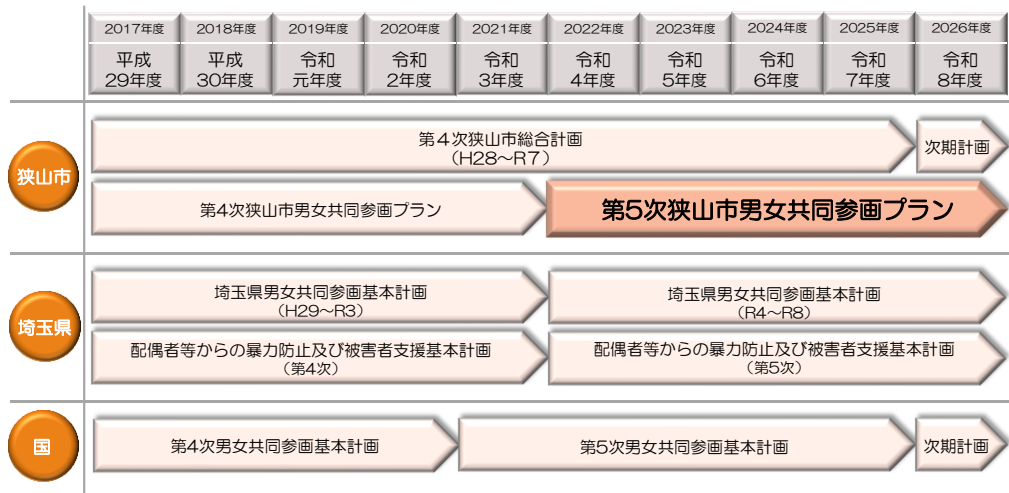


計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、令和8年度には、本計画の事業の検証や評価を行い、「第6次狭山市男女共同参画プラン」の策定につなげていきます。

なお、計画期間中に法改正や社会の情勢等に変化があった場合には、必要に応じて随時見直しを行います。



基本理念と基本方針

全ての人が個人として人権を尊重され、それぞれが個性と持てる能力を発揮し、自らの意思であらゆる分野の活動に参画でき、さらに人権を侵害するあらゆる暴力が根絶される社会のなか、個人個人が希望するライフスタイルで、その人らしくいきいきと活躍できる、男女共同参画社会の実現を市・市民・事業者等が協働で目指し、以下の基本理念を掲げます。

第5次基本理念

人権が尊重され
ひと ひと
女と男が輝けるまち さやま

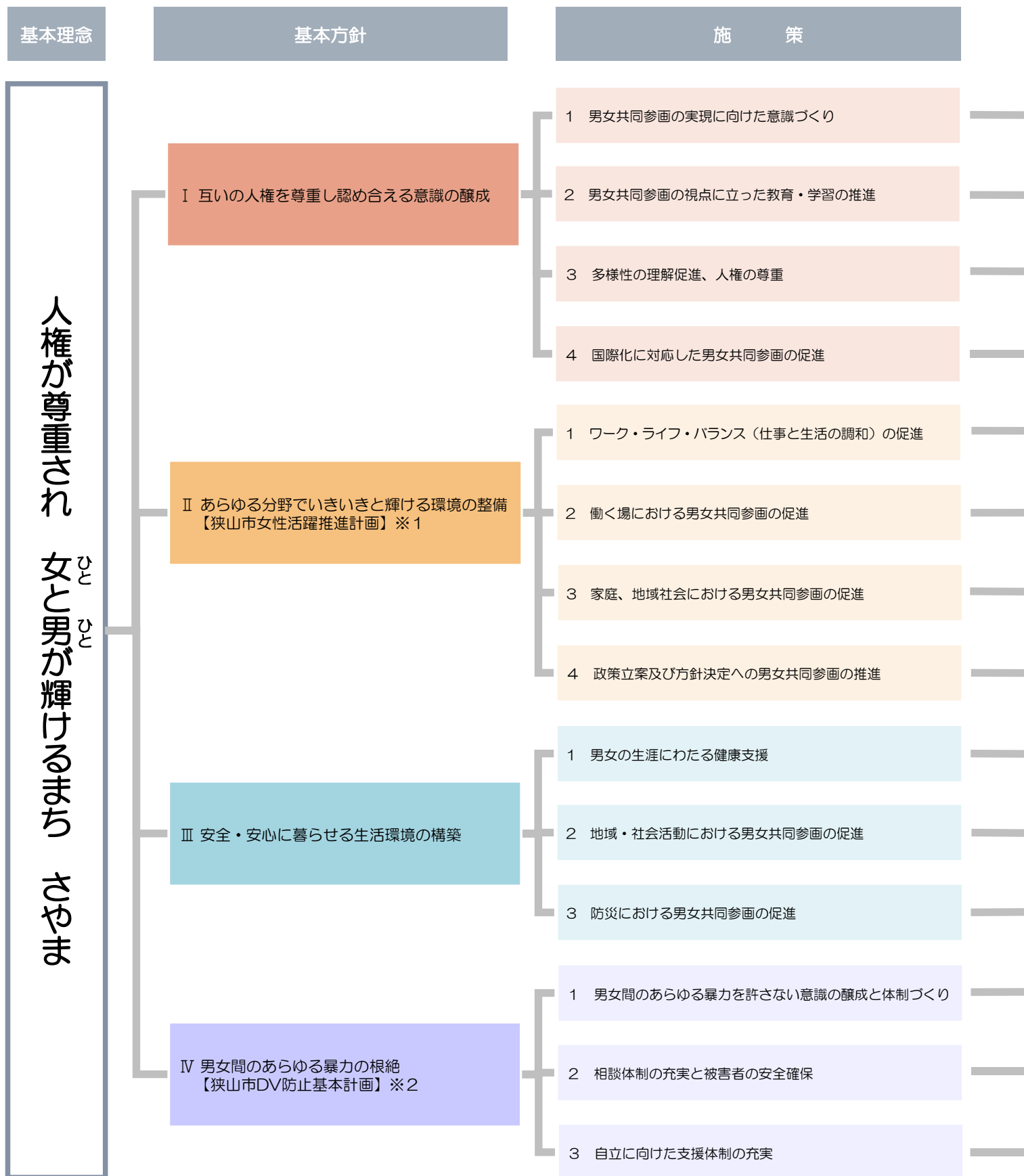
ひと ひと
◇「女と男」という表記は、女性も男性も性別にとらわれず、人として認め合うことを表しています。

この基本理念に基づき、基本方針を次のように定めます。

- 基本方針Ⅰ 「互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成」
- 基本方針Ⅱ 「あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備」
- 基本方針Ⅲ 「安全・安心に暮らせる生活環境の構築」
- 基本方針Ⅳ 「男女間のあらゆる暴力の根絶」



施策体系



※1 国が定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に相当するものです。

※2 国が定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の第3項に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。

施策の具体的な内容

- ①男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
- ②家庭・職場・地域における社会慣行の見直しの促進
- ③男女共同参画に関する情報収集と提供

- ①男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進と充実
- ②教育関係者の意識啓発の推進と充実
- ③生涯学習における男女平等教育の推進と充実

- ①性的少数者（LGBTQ等）に配慮した男女共同参画の理解と尊重
- ②メディアにおける人権の尊重

- ①国際理解のための情報収集と提供
- ②外国人市民への支援体制の充実
- ③国際理解のための教育と地域活動の促進

- ①ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進
- ②多様なライフスタイルに対応した環境づくり

- ①男女の雇用機会における平等の促進
- ②女性が能力を発揮できる環境づくり
- ③多様な働き方への支援
- ④家族経営・小規模事業所等への意識啓発の推進

- ①家庭生活における男女共同参画の促進
- ②地域社会における男女共同参画の促進

- ①審議会等への女性の登用の推進
- ②女性人材の発掘・育成
- ③職員の意識改革及び職場環境の整備

- ①健康的な生活を送るための意識・健康づくりの促進
- ②性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての理解と尊重

- ①協働のまちづくりの推進
- ②地域・社会活動団体への支援
- ③世代の特性に応じた地域参加・活動への支援の推進
- ④困難を抱えた女性等が地域で安心して暮らせる環境の整備

- ①地域の防災分野における男女共同参画の推進

- ①男女間のあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発活動の推進
- ②各種ハラスメントの防止に向けた教育・啓発活動の推進

- ①DV相談体制の充実と機能強化
- ②被害者の安全確保の充実
- ③関係機関との連携強化と防犯情報の提供

- ①被害者の自立に向けた支援体制の充実

SDGsとの関係



基本方針Ⅰ

互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成

男女共同参画社会を実現するためには、家庭・学校・地域・職場を通して、人権教育や男女の相互理解について学び、男女共同参画の意識と理解を深めていくことが重要です。

また、性の多様性への理解や、メディアにおける性別に基づく固定概念にとらわれた表現、女性の性的な側面のみを強調したものなど、女性の人権に対する配慮を欠いた表現や扱いを防ぐ環境づくりを推進します。



●成果目標

評価項目	基準値 (H27年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」の考えに反対する割合（そう思わない+どちらかといえばそう思わない）	69.8%	76.2%	80.0%
男女共同参画に関する講演会、セミナー等の延べ参加者数	414人	34人	770人
人権教育に関する事業への参加者数	4,070人	2,352人	4,800人
性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）という言葉と意味を知っている人の割合	—	65.1%	80.0%

基本方針Ⅱ

あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備 【狹山市女性活躍推進計画】

多種多様なライフスタイルをもつ個人の生き方に合わせて、子育て、介護等に追われる人生の各段階におけるニーズにも対応して、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みや、様々な理由で一旦就業を中断した女性が、再び職場で活躍できるための支援を推進します。

●成果目標

評価項目	基準値 (H27年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
保育施設待機児童数（年度当初時点）	69人	19人	0人
学童保育室待機児童数（年度当初時点）	52人	55人	0人
働き方に関する講座の参加者数	57人	68人	80人
認知症サポーター養成人数（累計）	6,993人	11,687人	17,687人
審議会等における女性委員の登用率	28.8%	31.6%	40.0%
市職員の課長相当職に占める女性の割合	6.2%	13.8%	15.0%

基本方針Ⅲ

安全・安心に暮らせる生活環境の構築

性や生命の大切さを啓発し、男女が互いの身体的な特徴を理解し、尊重し合うことが必要であり、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりの推進や、生活に困窮する方や様々な困難を抱えている人に寄り添った自立支援・経済的支援を行います。

また、あらゆる人が個性と能力を発揮して活躍し、活力ある豊かなまちを実現していくためには、男女が共に仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要です。特に、男性が中心となりがちな防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災体制づくりを推進します。

●成果目標

評価項目	基準値 (H27年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
乳がん検診の受診率	—	17.4%	22.0%
健康づくり講演会の参加者数	245人	—	250人
地域活動・社会活動を「特にしていない」と回答する割合	50.7%	50.0%	45.0%
自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加者数	1人	—	20人

基本方針Ⅳ

男女間のあらゆる暴力の根絶

【狹山市DV防止基本計画】

DVやセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）などは重大な人権侵害であり、どんな場合であっても男女を問わず決して許されるものではありません。

近年、SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層への被害拡大も見られます。これら、被害の相談の中には相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子供への虐待を伴っている場合等、複合的な問題を含むことも多いことから、市役所内関係課・関係機関等との連携を強化し、被害者の安全確保、支援体制の充実を図ります。



●成果目標

評価項目	基準値 (H27年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
DVを受けた時に公的な相談機関に相談しようと思う人の割合	58.9%	47.1%	60.0%

計画の推進

1 計画の総合的な推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、市役所内関係課と連携、協力し、すべての職員が男女共同参画社会の実現に向けた主体的な取り組みを展開していきます。広域的な課題については、国・県・近隣市町等と連携・協力体制を強化し、計画を推進していきます。

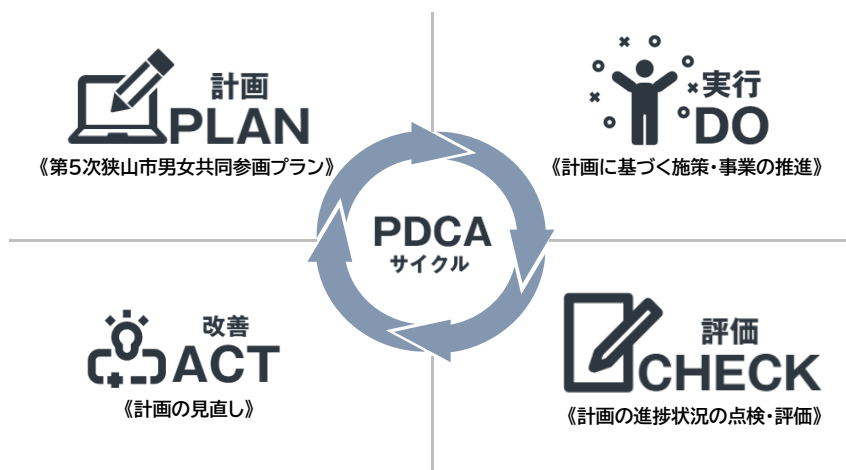
2 市民・団体・事業者等との協働の推進

男女共同参画社会の実現は、行政の力のみで達成できるものではなく、市民一人一人の意識によることが大きいことから、社会のあらゆる場での市民それぞれの自主的な取り組みが促進されるよう、環境を整備するとともに、市民や団体、事業者などとの協働体制を深め、施策の効果的な実施に向けた取り組みを進めていきます。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画に掲げた施策についてPDCA サイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））を基に、「狭山市男女共同参画審議会」、「男女共同参画庁内推進会議」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。

また、毎年度実施状況を調査するとともに、結果をウェブサイト等で公表します。



第5次狭山市男女共同参画プラン（概要版）
～人権が尊重され 女と男が輝けるまち さやま～
（令和4年度～令和8年度）

発行年 令和4年3月
発行 狭 山 市
編集 市民部市民文化課男女共同参画センター
〒350-1305
埼玉県狭山市入間川1丁目3番1号
TEL：04-2937-3617
FAX：04-2937-3616
URL：http://www.city.sayama.saitama.jp
E-mail：danjyo@city.sayama.saitama.jp



狭山市イメージキャラクター
七夕の妖精「おりびい」